

回覧



防衛省
(調整交付金事業)

町内会の皆様へ

令和7年9月吉日

千歳市建設部道路建設課

【位置図】



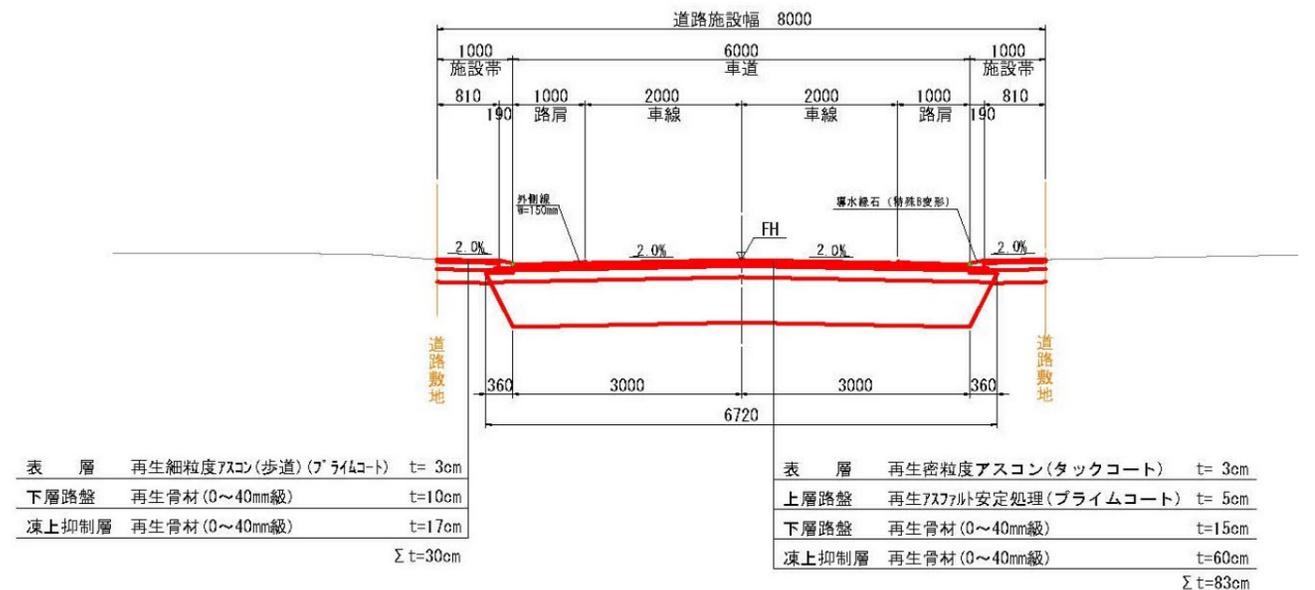
道路工事のお知らせ

このたび桜木4丁目において、道路改良工事を行うこととなりましたのでお知らせします。
 本工事は、現在利用されている道路を改良し、新たに舗装をするものです。施工は、通行止め規制を行って作業し、夜間は完全に開放します。
 また、騒音・振動・ほこりなどに極力配慮しご迷惑とならないよう留意しますが、やむを得ず発生する場合がございますので、ご理解ご協力をお願い致します。
 なお、住民の皆様の安全を確保するため、交通誘導員を配置して作業します。
 工事期間中にお気づきの点などがありましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

記

- 工事名** 市内舗装工事（桜木地区）
- 工事期間** 令和7年9月下旬から令和8年2月20日まで
- 作業時間** 午前8：00から午後5：00頃まで
 なお、当日の現場状況により多少の変動があります。
- 定休日** 毎週土曜日、日曜日
- 工事内容** 道路改良工事延長 L=261.96m
 車道改良幅6.0m、施設帯1.0m(両側)
- 作業形態** 通行止め（作業終了後、夜間は開放）
- 発注者** 千歳市建設部道路建設課生活道路係
 担当 菊地 亜由美 TEL 0123-24-0682（直通）
- 受注者** 株式会社 村上組 TEL 0123-23-0181
 アンボ マサヨシ
 現場代理人 安保 正義 携帯電話 090-9523-5954

【断面図】



千歳市からのお知らせ【市の職員をかたる「なりすまし詐欺」注意！！】

千歳市では、市内で頻発する市の税務職員などを名をのる「なりすまし詐欺」防止のため、「千歳市安全で住みよいまちづくり推進協議会：なりすまし詐欺防止専門部会」の活動に連動し、なりすまし詐欺撲滅に向けた取り組みの一環として、広く、市民への周知を行っています。

生活道路の区画線が変わります

令和8年9月に予定されている道路交通法の改正により、生活道路の最高速度は一律30km/hに制限されます。※1,2

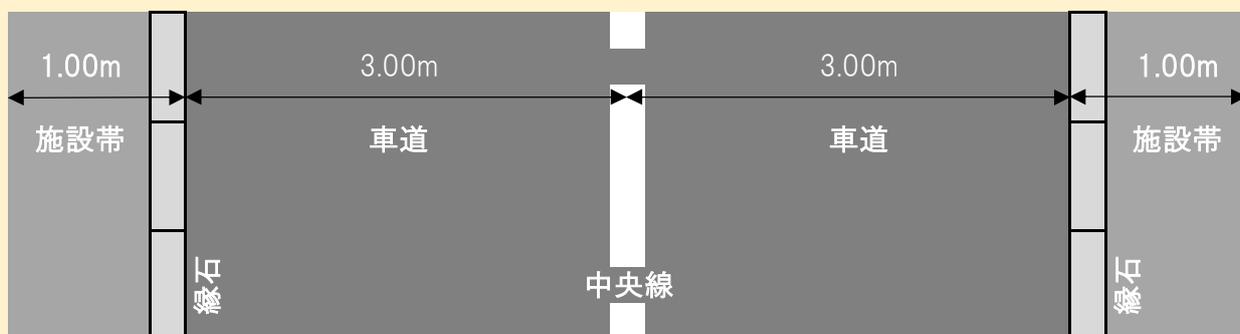
これに伴い、令和7年度の工事から、生活道路は中央線を廃止し、幅員4mの外側線を設置することとします。

なお、車道の総幅員（6m）に変更はありません。※3

◎生活道路とは、住宅街などの日常的に住民が利用する道路のことです。

〈整備イメージ(略図)〉

【令和6年度まで】中央線あり・2車線運用



【令和7年度から】中央線廃止・外側線運用



※1. ただし、中央線が設置されている道路は対象外。（最高速度60km/h）

※2. 当市の生活道路は、これまで車両通行に配慮し便宜的に中央線を設け2車線の道路として運用してきましたが、この場合、最高速度60km/hが適用され安全性に問題があるため、令和7年4月に公安委員会より「歩行者の安全性向上のため、今後は中央線を廃止し外側線を設置するよう」指導がありました。

※3. 車両のすれ違いについては、路肩を活用してすれ違いを行ってください。

歩行者の安全性向上に向けて、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。